

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 位置及び地形の特徴

四街道市は千葉県の北部に位置し、県都千葉市へ 8 キロメートル、都心へ 40 キロメートルの圏内にあり、広域幹線道路の国道 51 号線、東関東自動車道が縦断し、人口 96,231 人（令和 4 年 8 月 1 日現在）、市域は東西 7km、南北 9km、面積 34.5 k m²であり、千葉市、佐倉市に隣接しベッドタウンとなっている。

市全域は、平坦な下総台地に位置し、市の北東部には、佐倉市との境を利根川水系鹿島川が流れている。また、鹿島川の支川で市中央部を流れる小名木川によって南北に分断され、北部は起伏が比較的少なく平坦な台地からなり、南部は起伏の多い緑豊かな樹林地となっている。



(2) 地域の災害リスク

地域の災害発生状況及び想定される災害リスクを四街道市防災会議が作成した四街道市地域防災計画（平成 30 年度修正）や防災ハザードマップ等を基に確認を行う。

（風水害等：出典『四街道市地域防災計画 風水害等編』）

風水害・土砂災害の危険性の高い地域

風水害に関しては、既往災害実績と地形の特徴から、以下の特徴が挙げられる。

[風水害・土砂災害に関する災害特性]

被害項目	特徴
河川の溢水による浸水	<ul style="list-style-type: none"> 鹿島川、小名木川、上手繰川沿いの低地では、豪雨時に流下能力不足による溢水被害が発生し、流域の水田で浸水被害を受けている。 鹿島川沿いの低地(亀崎、物井)は、水防法に基づく浸水が想定される区域に指定されている。
その他の浸水	<ul style="list-style-type: none"> 市街化が進んだ台地上で浸水被害が発生している。特に、大日(桜ヶ丘、中志津)は、浸水常襲地となっている。

土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地にある四街道2丁目には、千葉県指定の急傾斜地崩壊危険区域が存在し、土砂災害の危険性が高い。 ・急傾斜地崩壊危険箇所が集中している物井では、崖崩れ、擁壁崩壊の災害実績もあり、土砂災害の危険性が高い。
------	---

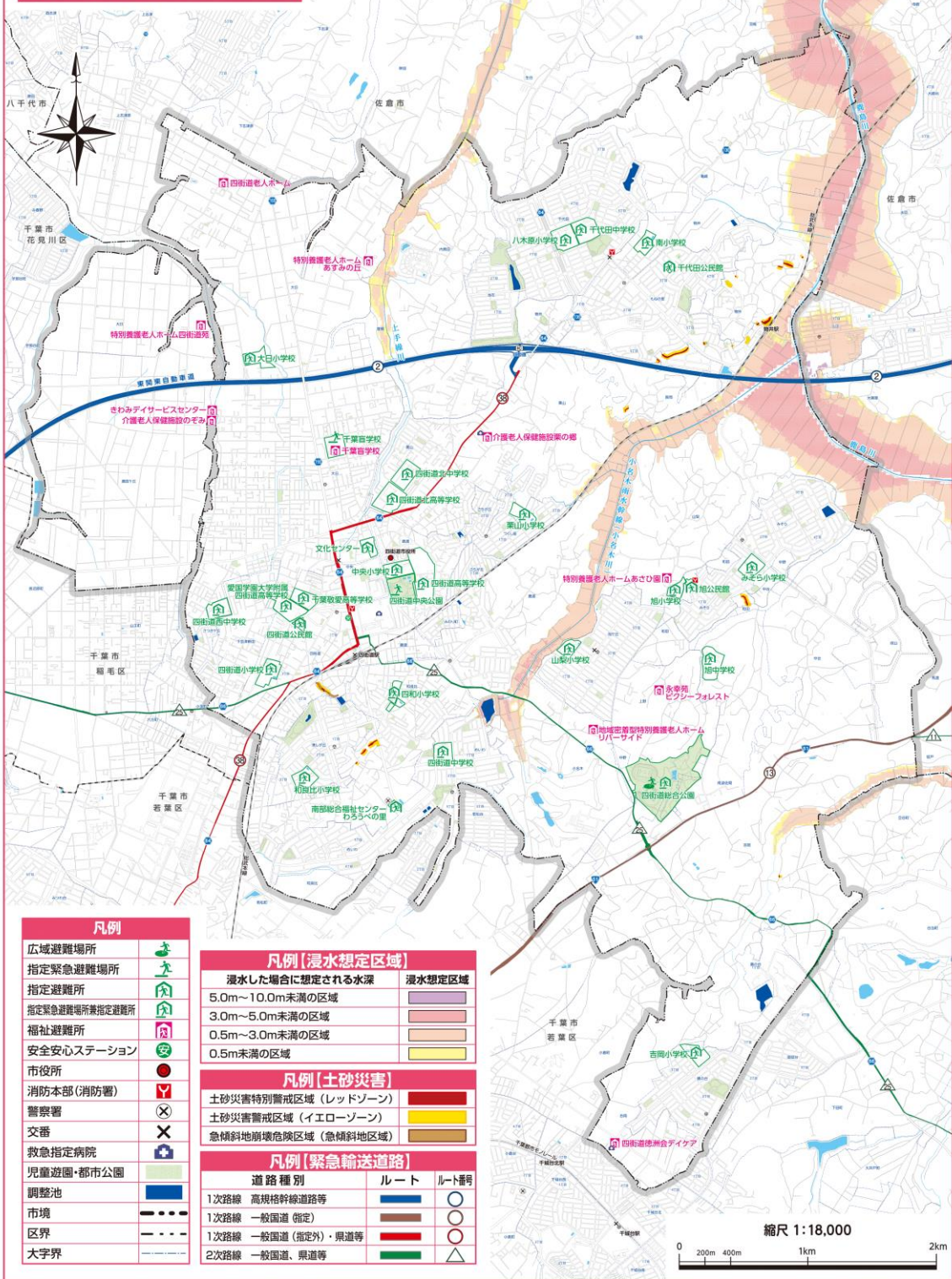
特に、鹿島川沿いは、利根川に係る浸水想定区域として国土交通省による指定を受けており、これによると、浸水深は、河川沿いで2～5m未満、その周りで0～2m未満となっている。この浸水想定区域内には、非住家や住家が認められる。

なお、この浸水想定区域は、利根川の河道の整備状況、八木沢ダム、下久保ダム、草木ダム、五十里ダムや渡良瀬遊水池等の洪水調整施設の状況等を考慮し、洪水防御に関する基本となる降雨（概ね200年に1回程度起こる大雨）によって利根川が氾濫した場合を想定したシミュレーションにより求めている。なお、シミュレーションの実施にあたっては、支派川の氾濫、隣接する河川の氾濫、想定を超える降雨、高潮、内水による氾濫等は考慮していない。

（風水害等：出典『防災ハザードマップ』）

千葉県の公表によると市内には、急傾斜地崩壊危険区域に1箇所、土砂災害警戒区域に12箇所（うち土砂災害特別警戒区域11箇所）および洪水浸水想定区域が指定されている。当市のハザードマップによると、一部製造業が立地している箇所で土砂災害特別警戒区域および土砂災害警戒区域に指定されている区域があるが、上記危険箇所の多くは商工業者が点在あるいは集積しているエリアから外れている。

防災ハザードマップ



凡例

広域避難場所	🏠
指定緊急避難場所	🏠
指定避難所	🏠
指定緊急避難場所兼指定避難所	🏠
福祉避難所	🏠
安全安心ステーション	🛡️
市役所	🏢
消防本部(消防署)	🚒
警察署	🚓
交番	🚔
救急指定病院	🏥
児童遊園・都市公園	🌳
調整池	🌊
市境	— — — —
区界	- - - -
大字界	— · — · — ·

凡例〔浸水想定区域〕

浸水した場合に想定される水深	浸水想定区域
5.0m～10.0m未満の区域	🟪
3.0m～5.0m未満の区域	🟫
0.5m～3.0m未満の区域	🟨
0.5m未満の区域	🟩

凡例〔土砂災害〕

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)	🔴
土砂災害警戒区域(イエローゾーン)	🟡
急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地危険区域)	🟠

凡例〔緊急輸送道路〕

道路種別	ルート	ルート番号
1次路線 高規格幹線道路等	🟦	○
1次路線 一般国道(指定)	🟤	○
1次路線 一般国道(指定外)・県道等	🟥	○
2次路線 一般国道、県道等	🟩	△

この地図は、四街道市の地図を基に、国土地理院のデータを加工して作成したものであり、1:25,000都市計画図を基に作成したものであります。(縮尺1:18,000)

令和4年3月 発行 四街道市 危機管理課 TEL 043-421-6102 制作 株式会社ゼンリン

出典『四街道市防災ハザードマップ(概要版)』

(地震：出典『四街道市地域防災計画 震災編』)

[想定地震]

千葉県では平成 19 年度及び平成 26・27 年度に近い将来（今後 100 年程度以内）、千葉県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード 7 クラスの 4 つの地震を対象に阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験や最新の知見と技術力を用いて、地震被害想定調査を実施した。

本市では、千葉県の想定地震のうち、東京湾北部地震と千葉県北西部直下地震を想定地震とし、また、この 2 つの地震による四街道市の人的・物的な被害数量を比較して、より被害が大きい部分を被害想定とした。

1) 東京湾北部地震

東京湾北部地震は、東京・神奈川から千葉の東京湾北部にかけて広がる震源域をもつ地震で、マグニチュード 7 級の首都直下地震であり、四街道市における物的・人的被害の規模が大きいだけでなく、首都圏の経済的・社会的な影響も大きい地震である。

震度分布

千葉県が想定した東京湾北部地震による 250m メッシュ単位の地震動の強さを用いて、内閣府「地震防災マップ作成技術資料」を参考に、より細かな地形情報を加味し、50m メッシュ単位の地震動の強さを予測した。

東京湾北部地震による四街道市における地震動の強さは震度 5 強から 6 弱で、市のほとんどに震度 6 弱の強い揺れが想定される。

被害予測

東京湾北部地震の揺れ及び液状化により全壊する建物は 534 棟、半壊する建物は 3,037 棟、合計 3,571 棟である。火災による焼失棟数は 4 棟である。人的被害は、死者が 24 人、重傷者を含む負傷者が 414 人である。

2) 千葉県北西部直下地震

千葉県北西部直下地震は、市川市から千葉市直下のマグニチュード 7.3 のフィリピン海プレート内の想定地震（過去に発生が確認されていない地震）である。千葉県では人口が集中する県北西部で発生する地震が県に対し最も被害が大きくなることが想定されることから、新たに本地震が設定された。千葉県では、この地震を防災・減災対策の主眼に置く地震としている。

震度分布

千葉県が想定した千葉県北西部直下地震における四街道市での地震動の強さは震度 6 弱から 6 強で、市のほとんどに震度 6 弱の強い揺れが想定される。

被害予測

千葉県北西部直下地震の揺れ等により全壊する建物は 370 棟である。火災による焼失棟数は 30 棟である。人的被害は、死者が 10 人、重傷者を含む負傷者が 290 人である。

3) 液状化

液状化しやすさの判定は、千葉県が平成 19 年度・平成 23 年度に実施した液状化解析手法をもとに行った。液状化しやすさの程度を表すランクは、「しやすい」、「ややしやすい」、「可能性がある」、「まれにある」、「液状化対象外」である。

液状化解析の結果、四街道市には液状化発生の危険性が一番高いランクである「しやすい」地域は存在しない。

液状化危険度の程度を表すランクは、「高い」、「やや高い」、「低い」、「極めて低い」、「なし」である。県で行った千葉県北西部直下地震による液状化解析の結果、四街道市は、大部分が「なし」（液状化の危険性が無い地域）である。

しかし、四街道市内にも液状化現象が発生する危険性をもつ地域があり、主に小名木川、鹿島川、上手繰川、並木川周辺の低地である。液状化しやすさの程度は、地震動の強さや地下水位の深さによって影響を受ける。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な 影響を与えるおそれがある。

(3) 商工業者の状況

【商工業者数内訳】

建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店・宿泊業	サービス業	その他	計
277	131	179	482	233	419	391	2,112

出典：平成 28 年経済センサス 商工業者 2,112 (うち小規模事業者 1,500)

【事業所の立地状況等】

建設業	市内に広く点在している
製造業	工業団地をはじめ市内に点在している
卸売業	点在している
小売業	JR 四街道駅周辺や幹線道路沿いに集積している
飲食・宿泊業	JR 四街道駅周辺や幹線道路沿いに点在している
サービス業	点在している
その他	点在している

(4) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・四街道市防災会議が策定した地域防災計画に基づく各種災害対策の実施
- ・四街道市業務継続計画の策定
- ・ハザードマップ・WEB版ハザードマップを活用した防災への啓発活動
- ・災害時の避難所の開設
- ・防災、感染症対策備品の備蓄
- ・災害時応援協定締結

- ・四街道市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・事業継続計画に関する各種施策の周知
- ・損害保険会社と連携した損害保険への加入促進
- ・管内事業者の被災状況確認及び関係機関への報告
- ・被災事業者に対する各種補助金制度の周知及び申請支援
- ・被災事業者への公的融資の斡旋

II 課題

- ・当会では、事業継続計画の作成支援について具体的な支援計画を策定しておらず、周知活動に留まっている。災害が多発している近年の状況下において被災からの早期の復旧・復興を目指し、経済的被害を最小限に留めるためには、当会と当市の間における緊急時のより具体的な取り組みや協力体制の構築等が必要となっている。
- ・事業継続計画を策定している事業者はごく一部に限られており、管内事業所の多数を占める小規模事業者の多くは、事業継続計画を有していない。
- ・災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険や事業継続計画の作成等）を推進するノウハウを持った人員が不足している。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・当会、当市のホームページや会報・広報等により、自然災害や感染症等のリスクや事業継続計画の必要性を周知し、事業継続計画の策定率を向上させる。
- ・発災時に当会及び当市の役割分担を明確化し、被災状況等の確認、情報の共有等連絡体制を構築するとともに被災事業所への効率的な支援をすべく支援内容を明確化する。
- ・各種研修会へ当会経営指導員を派遣し、各種損害保険や事業継続計画作成等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日から令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 管内事業者に対する災害リスクの周知及び継続力強化計画の策定支援

- ・当会職員（経営指導員等）による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ・市広報や当会会報、当会ホームページ等において、国・県の施策の紹介や各種損害保険の概要、事業継続計画を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ・事業継続計画策定の専門家を招へいし、小規模事業者を対象に事業継続計画策定個別相談会等を開催する。
- ・当会経営指導員による巡回指導時に、中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の申請等に関する支援を実施する。

2) 商工会自身の事業継続力強化計画の作成

- ・令和4年度に危機管理マニュアルを策定

3) 関係団体との連携

- ・損害保険会社等と連携し、管内事業者を対象に損害保険加入説明会やリスク診断、損害保険見直しのための個別相談会等を年1回程度開催する。

4) フォローアップ

- ・中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画認定企業」に対し、その取り組み状況を年に1回程度確認し、計画遂行の支援をする。
- ・事業継続計画策定個別相談会等に参加した小規模事業者に対して専門家を招へいし、事業継続計画策定に向けての具体的な支援を実施する。
- ・当会及び当市担当で状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・年に一度、様々な自然災害が発生したと仮定し、当会と当市の連絡ルートの確認等を行い、当該計画に係る訓練は必要に応じての実施とする。

6) その他

- ・重要なデータの適切な保管と情報収集・発信手段等を整備する。
- ・緊急時に必要な資金を確保(引当計上)する。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・当会の事務局責任者は発災後2時間以内に職員緊急連絡網やSNS等を利用し、職員の安否及び業

務従事の可否を確認する。

・業務従事可能な当会職員が家屋被害や道路状況等について把握した内容を当市へ連絡し情報共有を図る。

2) 応急対策の方針決定

・当会職員の自然災害発災時における出勤は以下のとおりとする。

(ア) 職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報等が発令されている場合は警報等が解除されてから出勤する。

(イ) 道路の陥没や崖崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず、安全が確認された後に出勤する。

(ウ) 家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤する。

・当会職員の全員または多数が被災等により応急対策に従事できない場合の役割分担は次のとおりとする。

地区名	役職	人数	応急対策の内容
四街道・下志津新田・鹿渡・和良比地区	理事	4人	大まかな被害状況の把握等
大日・鹿放ヶ丘地区	理事	3人	〃
栗山・千代田・物井地区	理事	2人	〃
山梨・吉岡地区	理事	2人	〃

・当会による大まかな被害状況の把握は2日以内を実施し、その状況を当会と当市で共有する。

当会と当市で共有する被害規模等の目安

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
中規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 5%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.5%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない

※連絡の取れない地域については、大規模な被害が生じている可能性があると考える。

- ・当計画により当会と当市は以下の間隔で被害状況を共有する。

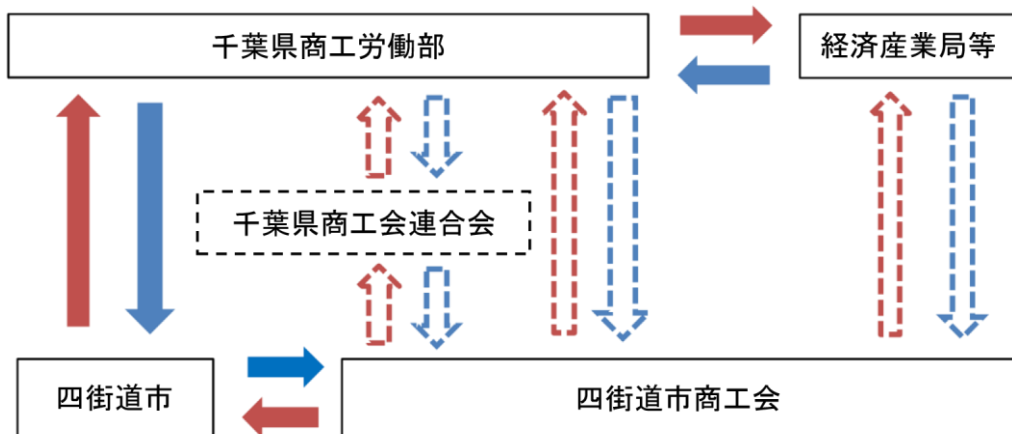
発生直後	速やかに情報共有を行う
発生後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間以降	適宜情報共有を行う

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

(1) 自然災害発生時

- ・自然災害発生時における地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うための連絡ルートは次のとおりとする。

※塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集・連絡ルート（状況によっては破線の矢印）



- ・二次被害を防止するための被災地域での活動は次のとおりとする。 当会及び当市からの要請等に基づき、当会の役員と総代が二次被害を防止するための諸活動を実施する。 ただし役員及び総代は被災地域以外の者とする。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の 算定方法についてあらかじめ確認をしておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当市から県へ報告する。

(2) 感染症流行時

- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

当会による支援は次のとおりとする。

- ・当会は、国から依頼を受けた場合は、安全性が確認された場所において経営や資金繰り等の特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・地区内小規模事業者等向けに被災事業者施策（国、県、市の施策）についての 説明会及び個別相談会を開催する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を千葉県商工会連合会等に相談する。
- ・被災小規模事業者が補助金や復興助成金等を申請する場合の書類作成等の支援を実施する。

- ・日本政策金融公庫・千葉県制度融資（セーフティネット資金・一般枠）等の融資を斡旋する。
- ・事業再建計画の策定を支援する。

< 6. 感染症対策 >

新型コロナウイルス等の感染症対策は次のとおりとする。

・事前の対策

（ア）WEB会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。

（イ）消毒液やマスク等感染症対策に必要な備品を事前に購入して備蓄する。

・流行時の対策

（ア）当会職員をグループごとに編成し、交代勤務（在宅勤務）を導入する。

（イ）通常総代会、理事会及び正副会長会議等の商工会の管理・運営に必要な会議は書面議決とする。

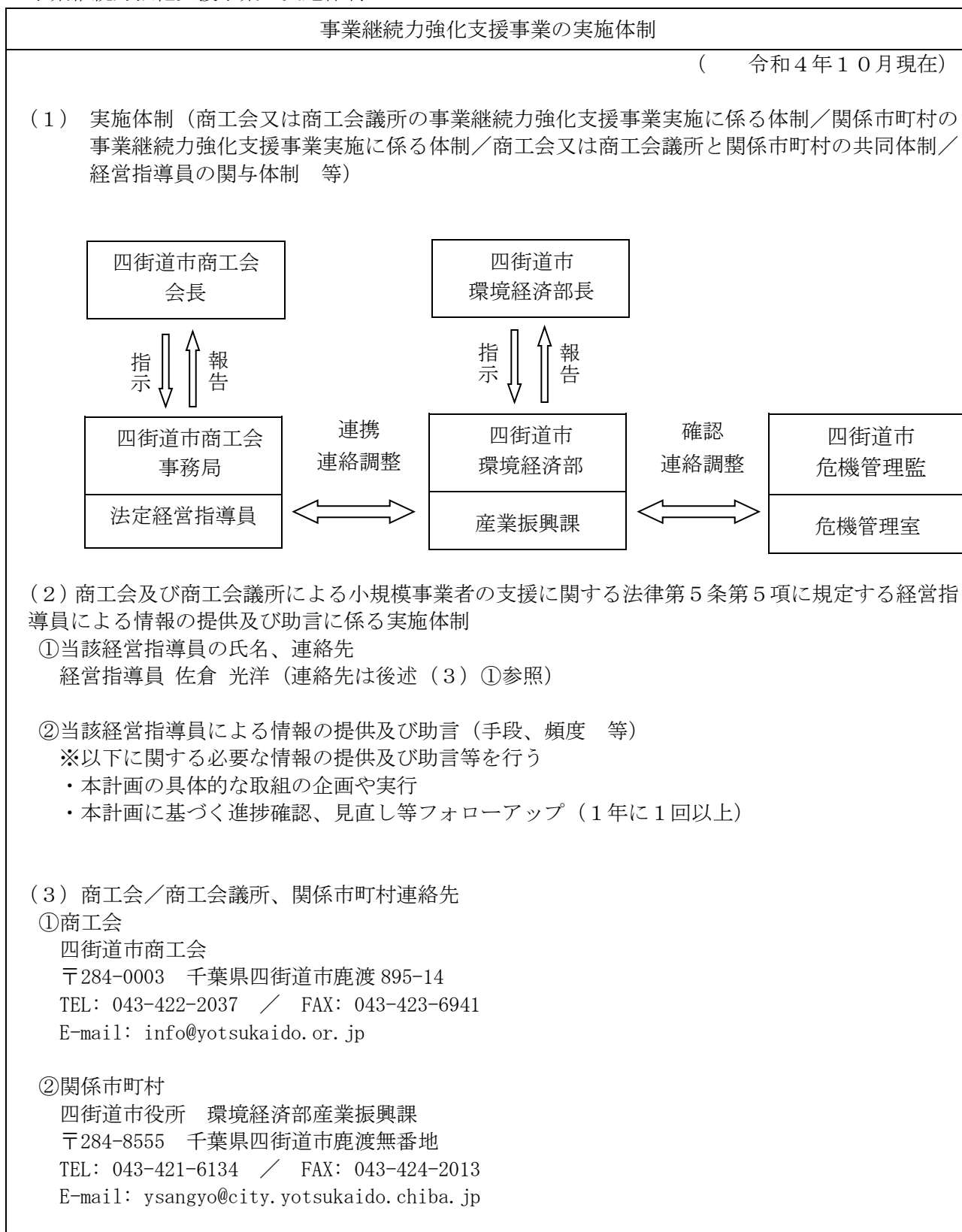
（ウ）消毒液やマスク等が不足している小規模事業者へこれらを配布する。

（エ）当会職員のいずれかが感染した場合は県や保健所等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
BCP策定個別相談会開催費通信費他	100	100	100	100	100
防災備品購入費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、手数料収入、千葉県小規模補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。